

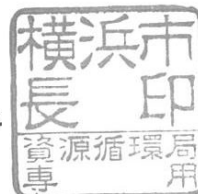
一般廃棄物収集運搬業 許可証
~~一般廃棄物処分業~~

横浜市資一指令第 47 号

平成31年 3 月 1 日

住 所 東京都千代田区永田町二丁目 4 番 3 号永田町ビル 9 階
氏 名 株式会社 東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩 様

横浜市長 林 文子



平成31年 1 月22日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の処理及び清掃に
関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

1 許可番号 第1815号

2 事業の範囲

(1) 業の種類

収集・運搬（積替え・保管を除く）

(2) 取扱廃棄物の種類

一般廃棄物（生ごみ）以上 1 種類

（上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに廃PCB及びPCB汚染物を除く。）

3 許可期限

平成33年 2 月28日

4 許可の条件

(1) 本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。

(3) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

5 処理施設等の所在地

6 処理施設の種類及び処理能力

7 許可年月日

新規許可年月日 : 平成19年 3 月 1 日

許可更新年月日 : 平成31年 3 月 1 日

変更許可年月日 : 平成 年 月 日

再交付年月日 : 平成 年 月 日

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市
この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、当該審査請求
日）の翌日から起算して6か月以内に、横浜市長を被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）訴訟を提

本証明書写しは情報公開用の物で
あり、その他の目的による利用は
禁じる。

株式会社東京クリアセンター